

仕 様 書

- 1 件名 全自動洗浄・消毒装置一式の購入
- 2 品名及び数量 全自動洗浄・消毒装置 一式
- 3 構成要求要件 別紙1「調達物品に備えるべき技術的要件・仕様等（基本的使用項目）」
- 4 納入期限 令和8年3月31日
- 5 納入場所 名古屋市千種区若水一丁目2番23号
名古屋市立大学医学部附属東部医療センター
- 6 納入条件
 - (1) 納入に当たり、調達物品等の搬入、撤去、結線、設定及び調整等に関しては、名古屋市立大学医学部附属東部医療センター（以下「病院」という。）担当者の指示に従うとともに、必要に応じて協議し、十分調整を行った上で実施すること。
 - (2) 機器の設置に伴う設置費（装置の搬入、据え付け、配線、調整、これらに係るすべての付帯工事費用）、配送費を本体価格に含むこと。また、付帯設備の変更が必要な場合は、事前承認をとること。なお、給電・給水・照明等設備の変更が必要な場合は、承認後着工するものとし、設置工事・内装工事及び設備の変更（契約電力の変更は除く）に係る費用はこの契約の相手方（以下「契約業者」という。）の負担とする。
 - (3) 病院において稼働している病院情報システム等との接続費用（病院情報システム側の接続・改修費用も含む）が発生する場合、その接続に伴う費用一切を本体価格に含むこと。
 - (4) 納品までの間に、同一の製造業者により上位互換の機種が開発され、選定機種と同等以上の性能を有し、設置条件等に変更が生じない場合、速やかにその情報を病院へ提供し、最新の仕様で設置すること。
 - (5) 入札機器のうち医療器具に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に定められている製造の承認を得ている物品であること。
 - (6) 入札機器は入札時点で製品化されていること。
- 7 指定場所への納入等
 - (1) 装置の搬入及び動作確認は、納期までに終えること。また、搬送、納入及び動作確認等に要する費用については契約業者の負担とする。なお、必要に応じて各調達物品の納入期限及び搬入等の一連の作業スケジュールを病院担当者と協議し決定すること。
 - (2) 搬入の際には契約業者の立会いのもと、病院の施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように努め、必要に応じ納入経路に養生等を施すこと。また、万一、病院の建物及び設備等に損傷を与えた場合は、契約業者の責任において原状に復すること。
- 8 動作確認
設置された調達物品は、使用できる状態に調整して引き渡すこと。また、動作確認に要する費用は、契約業者の負担とする。

9 検査

(1) 調達物品の納入・設置を完了した後、完了検査を行う。

(2) 完了検査は、次のとおり行う。

ア 調達物品の納入を完了したときは、病院が指定する検査員（以下「検査員」という。）に報告し、検査員の指定する日に完了検査を受けること。完了検査の際は、作動させて機能の確認を行うことがある。機器構成、銘柄型番の表示、性能機能等について説明できる者が立ち会うこと。

イ 完了検査を受けた後、直ちに納品書を東部医療センター経営課経営係に提出すること。

ウ 完了検査において合格と認められないときは、契約業者は検査員の指定する期日までに調達物品の取替え又は補正を行うこと。

(3) 契約業者は、検査員の検査に係る指示に従うものとし、検査員から調達物品についての説明、資料提出等を求められた場合は、速やかに応じるものとする。前2号の検査以外にも、履行の確保等のため検査員が必要と判断した場合は、中間検査を実施することがある。

(4) 納品書の提出等検査に直接要する費用と検査のため変形、変質、消耗又はき損した調達物品の損失はすべて契約業者の負担とする。

10 既設置撤去及び処分

(1) 現行使用機本体及び付帯装置等の撤去、搬出及び処分については、病院の診療業務に支障をきたさないよう病院担当者の指示によること。

(2) 機器の撤去、搬出及び処分については、売渡人において行うこと。また、これにかかる費用は売渡人の負担とする。

11 保証

調達物品の引渡し後、1年間を無償保証期間とすること。

また、リコール等の機器やそれを構成する部品に重大な瑕疵が発見されたときは、メーカー保証期間内であるかどうか、また、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、必要に応じて部品の交換や代替機器との取替え等は無償で行うこと。

12 妨害又は不当要求に対する届出義務

(1) 契約業者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、本学へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

(2) 契約業者が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

13 その他

(1) 調達物品の取扱いに関して、導入時に病院職員の教育・訓練を行うこと。

(2) 詳細については、病院担当者の指示に従うこと。

(3) 契約締結後、機器の仕様等を変更する必要がある場合は、病院担当者と協議し決定すること。

- (4) 納入物品の梱包材や病院担当者が不要と判断する機器の添付品等については、契約業者が引き取ること。
- (5) 別紙2「グリーン配送に関する特記仕様書」及び別紙3「情報取扱注意項目」を遵守すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、病院担当者と協議し決定すること。

調達物品に備えるべき技術的要件・仕様等(基本的仕様項目)

1 品目

全自動洗浄・消毒装置 一式

2 購入目的

本院中央材料室において洗浄消毒装置は、院内で使用した汚染器材の洗浄・消毒・乾燥に利用しており、欠くことのできない設備である。現在使用している洗浄消毒装置は耐用年数を経過し老朽化が進行している。当該設備の更新を行うことで、院内全体への器材の安定供給を継続させることを目的とする。

3 基本構成

A)

1) 器具除染用洗浄器 3 台

超音波機能:無

蒸気&電気ヒーター加温式

2) 専用ラック【4 段仕様】3 台

全段取外し可能

DIN 規格バスケット 12 枚収納可能

3) ストレッチャー10 台

4) ダヴィンチラック 1 台

5) コンテナ用ラック 2 台

6) 哺乳瓶セット器具 1 式

100ml サイズ 96 本収納

7) チューブ用アダプタ(4 段ラック用)1 式

8) バスケット中(幅 250×奥行 520×高さ 50)20 個

9) バスケット小(幅 250×奥行 250×高さ 50)20 個

10) ラパロ鉗子用アダプタ(4 段ラック用)1 式

11) 漏水検知器 ASSY3 台

12) 電磁弁(RO 水、給湯用)6 台

13) 水撃防止器(RO 水、給湯用)6 台

14) SUS パネル製作 1 式

B)

1) 洗浄消毒装置本体 3 台

2) 手術器具用 4 段ラック 1 台

3) コンテナ用ラック 1 台

4) 内腔器具洗浄用アクセサリ1 式

5) 哺乳瓶用ラック 1 式

- 6) フルサイズバスケット 20 枚
- 7) ミドルサイズバスケット 20 枚

C)

- 1) ウォッシャーディスインフェクター本体 3 台
- 2) 4 段ラック 3 台
- 3) コンテナ洗浄ラック 2 台
- 4) ロボット手術器械用洗浄ラック 1 式
- 5) 哺乳瓶ラック 1 式
- 6) ラック用台車 10 台
- 7) フルサイズバスケット 20 個
- 8) ミドルサイズバスケット 20 個

4 機器仕様

4-1 全自動洗浄・消毒装置一式は、以下 A・B・C いずれかの要件を満たすこと。

A

A-1 器具除染用洗浄器本体は、以下の要件を満たすこと。

- A-1-1 本体外形寸法は、幅 1090×奥行 1020×高 2150 mm以内であること。
- A-1-2 洗浄槽内の主要材質は、SUS316L 製相当で耐食性に優れていること。
- A-1-3 扉はモーターによる上下開閉式で内部確認用の大型強化ガラス窓付であること。
- A-1-4 洗浄槽内には標準で LED 照明を装備し、内部確認用窓からの視認性を良くしていること。
- A-1-5 槽内に薬剤(洗剤等)を投入する薬剤用ポンプ 3 個以上を標準装備し、投入薬剤濃度の任意設定ができること。
- A-1-6 洗剤 5L ボトル 3 本以上を本体収納もしくは、別途専用洗剤ラックにセットできること。
- A-1-7 洗浄方式はジェット水流式であること。
- A-1-8 洗浄液加熱方式は蒸気&電気ヒーター方式であること。
- A-1-9 高温除染工程は A0 値 3000～12000、液温 90℃～93℃、洗浄時間 5 分～10 分以上の熱水処理ができること。
- A-1-10 熱水処理は高温洗浄工程、濯ぎ工程にて対応できること。
- A-1-11 循環ポンプはインバータ制御方式であること。
- A-1-12 乾燥工程の時間は 1～999 分の範囲で、1 分単位で設定できること。
- A-1-13 乾燥工程の温度は 60℃～130℃の範囲で、1℃単位で設定できること。
- A-1-14 洗浄コースは 20 種のコース選択が可能で、プログラムは各工程を選択できること。
- A-1-15 一般側操作パネルは 7.0 インチ以上の液晶カラーディスプレイを有し、画面上でのタッチパネル方式の操作ができること。
- A-1-16 運転履歴と異常履歴をそれぞれ 100 件以上記憶し、ディスプレイ上での確認が可能であること。
- A-1-17 扉からの水漏れを検出した場合には自動で運転停止し、自動排水する機能を有していること。
- A-1-18 運転中に扉を開けることができないインターロック機能を有すること。
- A-1-19 扉が閉動作中に障害物を検知した際には自動で開動作する機能を有すること。
- A-1-20 各種の異常報知機能並びに緊急時対応として前面操作パネルに非常停止ボタンを装備していること。

- A-1-21 警報及び異常発生時には操作パネルにその内容を日本語で表示し、その対応方法も表示することができること。
- A-1-22 洗浄装置前面に USB ポートを装備し、洗浄工程内容、温度、時間等の記録を抽出し、専用ソフトで閲覧・保存することができること。
- A-1-23 ドアの仕様は一般側とクリーン側でゾーニングできるように両扉仕様であること。
- A-1-24 シャワー洗浄に使用する循環ポンプの能力は 1350L/min 以上のポンプであること。
- A-1-25 密閉方式は圧縮エアによるドアパッキン押し出し方式であること。
- A-1-26 掛け帰り運転ができるようにドライキープ機能があること。

A-2 専用 4 段ラック

- A-2-1 主要材質は SUS304 製相当で耐腐食性に優れていること。
- A-2-2 被洗浄物を洗浄用バスケットに入れ洗浄する。全ての棚を取り外し可能な、多段式の 4 段式洗浄ラックであること。
- A-2-3 オプションにより使用可能なチューブ用アダプタやラパロ器具用アダプタなど各専用アダプタが標準で取り揃えられており、工具等を使用せずに取り替え作業を実施することができること。
- A-2-4 器具用バスケットが 1 段に 3 枚収納することができ 4 段ラックで最大 12 枚収納することができること。

A-3 専用ストレッチャー

- A-3-1 4 段ラック専用の移動用台車であること。
- A-3-2 主要材質は SUS304 製相当で耐腐食性に優れていること。
- A-3-3 4 段ラックを洗浄装置本体に収納搬出する際には、台車を固定し安全に作業を実施できる機能を備えていること。

A-4 ダヴィンチラック

- A-4-1 8mm インストゥルメントが 10 本、ステープラが 2 本、エンドスコープが 2 本セットできること。

A-5 コンテナ用ラック

- A-5-1 幅 600mm×奥行 300mm×高さ 200mm 以下のコンテナを 4 個セットできること。

A-6 哺乳瓶セット器具

- A-6-1 100ml サイズの哺乳瓶が 96 本収納できること。

A-7 チューブ用アダプタ

- A-7-1 セット可能なチューブの内径は、 $\phi 7 \sim \phi 30$ であること。
- A-7-2 12 本のチューブがセットできること。

A-8 バスケット中

- A-8-1 バスケットの外形寸法は幅 520mm×奥行 250 mm×高さ 50mm 以上であること。
- A-8-2 主要材質は SUS304 製相当で耐腐食性に優れていること。
- A-8-3 専用 4 段ラック 1 段につき 3 個収納できること。

A-9 バスケット小

- A-9-1 バスケットの外形寸法は幅 250mm×奥行 250 mm×高さ 50mm 以上であること。
- A-9-2 主要材質は SUS304 製相当で耐腐食性に優れていること。
- A-9-3 専用 4 段ラック 1 段につき 6 個収納できること。

A-10 ラパロ器具用アダプタ

- A-10-1 主要材質は SUS304 製相当で耐腐食性に優れていること。
- A-10-2 4 段ラックに接続して使用することができること。
- A-10-3 16 本以上の管腔器材の内腔を洗浄することができること。
- A-10-4 セット可能な管腔器材の外径は $\Phi 3 \sim \Phi 8$ であること。

B

B-1 洗浄消毒装置本体 1 式は、以下の要件を満たすこと。

- B-1-1 洗浄消毒装置の国際規格 ISO15883-1 及び 2 に準拠し、第三者機関の認証を得た装置であること。
- B-1-2 WD の販売実績が 30 年以上であること。
- B-1-3 循環水の加熱用ヒーターの熱源は蒸気を用いること。
- B-1-4 装置外装パネル、フレーム、チャンバーはステンレス製であること。
- B-1-5 設置条件を満たすため、本体外寸は幅 900×奥行 940 mm以内であること。
- B-1-6 槽内寸は幅 630×奥行 800×高さ 690 mm以上であること。
- B-1-7 槽内部を目視しやすいよう、槽内ライトが対角 2 箇所に設置されていること。
- B-1-8 ディスプレイは日本語表示が可能であること。
- B-1-9 ディスプレイは清掃が容易なガラスコーティングが施されていること。
- B-1-10 視認性を確保し、操作ミスを防ぐため、ディスプレイの上端が床から 160 cm以下の高さであること。
- B-1-11 稼働状況が確認しやすいよう、ディスプレイ以外に工程時間を 5 分毎に示すイルミネーションが搭載されていること。
- B-1-12 予備洗浄・メイン洗浄・すすぎ・熱消毒・乾燥の各工程を、予め設定した内容に即し、実行する能力を有すること。
- B-1-13 洗剤・防錆潤滑剤をプログラムにより設定し自動投入可能であること。
- B-1-14 積載した器具の量に応じ、自動で給水量と添加剤の量を可変させる機能を有すること。

B-2 手術器具用 4 段ラックは、以下の要件を満たすこと。

- B-2-1 DIN 規格フルサイズのバスケットを重ねることなく 12 枚以上積載可能であること。
- B-2-2 受水口はラック底部中央に配置され、前後の向き問わず本体へ積載可能であること。
- B-2-3 既存・新規含め、洗浄消毒装置 4 台すべてに適合すること。
- B-2-4 上述の条件に該当する既存ラックがあれば明細に含めない事を認める。

B-3 コンテナ用ラックは、以下の要件を満たすこと。

- B-3-1 DIN 規格フルサイズコンテナを 5 組積載可能であること。
- B-3-2 受水口はラック底部中央に配置され、前後の向き問わず本体へ積載可能であること。
- B-3-3 既存・新規含め、洗浄消毒装置 4 台すべてに適合すること。
- B-3-4 上述の条件に該当する既存ラックがあれば明細に含めない事を認める。

B-4 内腔器具洗浄用アクセサリは、以下の要件を満たすこと。

B-4-1 内腔器具を一度に 12 本以上洗浄可能であること。

B-4-2 ルアーロックにより器具と接続が可能であること。

B-4-3 上述に該当すればラックでもアクセサリタイプでも問わないこととする。

B-4-4 既存・新規含め、洗浄消毒装置 4 台すべてに適合すること。

B-5 哺乳瓶用ラックは、以下の要件を満たすこと。

B-5-1 哺乳瓶を最大 126 本以上積載可能であること。

B-5-2 哺乳瓶 1 本につき噴射ノズルを 1 つ備えるものとする。

B-5-3 受水口はラック底部中央に配置され、前後の向き問わず本体へ積載可能であること。

B-5-4 既存・新規含め、洗浄消毒装置 4 台すべてに適合すること。

B-6 フルサイズバスケットは、以下の要件を満たすこと。

B-6-1 外寸は W485×D253×H56 mmとする。

B-6-2 耐久性の観点からパンチングによって成型されたものであること。

B-6-3 バスケット底部には樹脂製の脚がついており、金属面が作業台と直接接しないこと。

B-6-4 既存バスケットと積み重ねが可能であること。

B-7 ミドルサイズバスケットは、以下の要件を満たすこと。

B-7-1 外寸は W406×D253×H56 mmとする。

B-7-2 耐久性の観点からパンチングによって成型されたものであること。

B-7-3 バスケット底部には樹脂製の脚がついており、金属面が作業台と直接接しないこと。

B-7-4 既存バスケットと積み重ねが可能であること。

C

C-1 洗浄消毒装置本体 1 式は、以下の要件を満たすこと。

C-1-1 本体外形寸法は、幅 900mm×奥行 960mm×高さ 2300mm 以下であること。

C-1-2 予備洗浄・洗浄・すすぎ・熱水消毒・乾燥までの一連の工程を、全自動で行う装置であること。

C-1-3 槽内は、DIN バスケット(幅 480mm×奥行 250mm×高さ 50mm 程度)が 15 枚以上搭載された 5 段ラックを収納できる容量を有すること。

C-1-4 自動ドアを 2 枚有したダブルドア仕様であること。

C-1-5 国際規格 ISO15883-1 及び 2 に準拠し、ウォッシャーディスインフェクターの一般的な性能要件及び、硬性内視鏡を含む手術器具の処理を行うウォッシャーディスインフェクターの要件、試験に適合していること。

C-1-6 洗浄する器材により、アルカリ洗剤、中性洗剤、防錆潤滑剤を注入できるよう、洗剤自動注入ポンプを 4 台以上装備し、フローメーターにより洗剤注入量を管理できること。

C-1-7 洗浄・すすぎ水を貯水するためのステンレス製リザーブタンクを 1 台有し、工程時間を短縮する機能を有すること。また、リザーブタンクには加温ヒーターを内蔵し、1℃単位で温度設定ができること。

C-1-8 乾燥ヒーター温度は最高 140℃まで 1℃単位で設定できること。

C-1-9 操作パネルにはカラータッチスクリーン式液晶パネルを装備し、運転中には、プログラム名、工程名、温度、工程開始時間、予定残り時間、運転回数、作業 NO を日本語や数字で表示する機能を有すること。

C-1-10 操作パネル上で、999 件以上の過去の洗浄履歴を閲覧できること。

C-1-11 稼働中にエラーが発生して工程が中断した場合、操作パネル上でエラー解除後に、中断した工程の初めから再スタートできる機能を有すること。

C-2 4 段ラック

C-2-1 4 段ラックは、3 枚のスプレーアームを有し、DIN バスケット(幅 480mm×奥行 250mm×高さ 50mm 程度)を重ねずに 12 枚以上搭載できる構造であること。

C-2-2 スプレーアームの両端には、ゴミ取り用のキャップが装備されていること。

C-2-3 最下段以外の各段の棚板及びスプレーアームは工具を使用することなく取り外しができる構造であること。

C-2-4 内腔を有した器材が洗浄できるよう、専用ポートの取出し口を 8 本以上有すること。

C-3 コンテナラック

C-3-1 コンテナラックは、既存のステンレス製リムーバブルコンテナ フルサイズの本体と蓋をそれぞれ 5 個搭載し、一度に洗浄できること。

C-3-2 コンテナラックは、既存のステンレス製リムーバブルコンテナ フルサイズの本体と蓋をそれぞれ 4 個と、汚染器材を載せたフルサイズバスケットを 1 個搭載し、一度に洗浄できること。

C-4 ロボット手術器械用洗浄ラック

C-4-1 米国インテュイティブサージカル社製 daVinci Xi サージカルシステムで使用するインストゥルメント×8 本以上を洗浄処理する機能を有すること。

C-4-2 スプレーアームを有し、スプレーアームの両端には、ゴミ取り用のキャップが装備されていること。

C-4-3 内腔を有した器材が洗浄できるよう、専用ポートの取出し口を 4 本以上有すること。

C-5 哺乳瓶ラック

C-5-1 洗浄ノズルを 102 本以上有し、外形寸法が直径 70 mm×高さ 150mm 以下の哺乳瓶を同時に 102 本以上搭載できること。

C-5-2 哺乳瓶を保護するため、洗浄ノズルの下部には樹脂製の十字型台座を有していること。

C-5-3 哺乳瓶の洗浄効果を高めるため、洗浄ノズルは洗浄水を放射状に噴射する構造であること。

C-6 ラック用台車

C-6-1 C-1 項ウォッシャーディスインフェクター本体に接続・固定して使用できること。

C-6-2 C-2、C-3、C-4、C-5、C-6 項の各種洗浄ラックを搭載し、運搬できる構造であること。
また、搭載した各種洗浄ラックの落下防止機能を有すること。

C-6-3 ストッパー付きキャスターを 2 個以上有すること。

C-6-4 天板には排水口を有し、附属の廃液ボトルに排水できること。

C-6-5 本体下部には棚を有し、バスケットやその他附属品等を置くことができること。

C-7 フルサイズバスケット

C-7-1 外形寸法は幅 480mm×奥行 250mm×高さ 50mm 以上であること。

C-7-2 取っ手を 2 個有し、垂直に下して収納できること。

C-7-3 材質はステンレス製であること。

C-8 ミドルサイズバスケット

C-8-1 外形寸法は幅 410mm×奥行 250mm×高さ 50mm 以上であること。

C-8-2 取っ手を 2 個有し、垂直に下して収納できること。

C-8-3 材質はステンレス製であること。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約（印刷の発注を含む。）及び物品の借入れ契約において、自動車（二輪自動車を除く。）を使用して物品の納入を行うとする事業者（契約の相手方（以下「契約業者」という。）で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者（以下「納入業者」という。)) が、物品の納入先（愛知県内に所在する市の機関に限る。）へ適合車両を使用し、かつエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転のことをいう）を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・L P ガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) L P ガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NOx・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(基本事項)

第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年名古屋市条例第 41 号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「保護条例」という。）その他関係法令を遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 乙は、本件業務に関して知り得た公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(機密情報の取扱いに関する特則)

第 4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 乙は、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを保有する必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、取得情報を保有する必要がなくなったときは、その都度確実に速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(情報の授受)

第 9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

(報告等)

第 10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第 11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、あんしん条例施行細則及びこれらに基づく諸規程を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

- 第13 乙は、本件業務が特定個人情報（保護条例第2条第7号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。
- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、第1項及び第2項に規定する事項のほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

(電子情報の消去に関する特則)

- 第14 乙は、甲が所有する記録媒体の廃棄又は賃借している記録媒体の返却に当たり、本件業務により当該記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法によらなければならない。
- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。